

横浜市が耐震改修工事に要する費用を補助します！

—横浜市木造住宅耐震改修促進事業—

申請の手引き 第8版の改訂内容について

1. 補助対象建築物

補助対象建築物に、昭和56年6月～平成12年5月までに建築確認を得て着工された住宅を追加します。

＜変更箇所（第8版）＞

p11 II 補助対象及び補助金額について

1 補助対象建築物

①

2. 補助金限度額の増額

補助金額を、一般世帯100万円から115万円、非課税世帯140万円から155万円に増額します。

3. 申請時の必要書類「建築物概要に関する報告書」に記載する延床面積、建築面積の根拠となる「求積図」を追加

建築基準法上の面積を算出し、その根拠となる求積図を提出してください。原則、設計業者が作成してください。登記面積や、現況と合っていない建築確認書類の面積、計算書上の面積は採用しません。

＜変更箇所（第8版）＞

p25 IV 申請書類について

1 補助金交付申請に係る提出物一覧

4. 「完了期日変更報告書」廃止

補助金申請時に予定していた工事完了予定日から、1か月以上遅れる場合は、「完了期日変更報告書」を提出していましたが、令和7年度4月以降の申請からは、「事業内容変更報告書」に統合します。

補助金申請時に予定していた工事完了予定日から、1か月以上遅れる場合は、「事業内容変更報告書」を提出してください。

＜変更箇所（第8版）＞

p38.39 IV 申請書類について

3 変更に関する書類の詳細事項

5. 補助金請求書への通帳又はキャッシュカードの写しの添付を廃止

補助金請求書に、「通帳又はキャッシュカードの写し」を添付していましたが、令和7年度より市への提出は、補助金請求書のみとします。ただし、記載の内容が正しいかは、設計士が必ず確認してから市に提出してください。

3. 補助金加算項目追加

耐震改修工事に伴い省エネ改修工事を行う場合、耐震改修工事で算出される補助金額に、上限 100 万円が加算されます。

※「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の中で行う省エネ改修工事が対象です。同じ箇所及び工事内容で、国や他の地方公共団体で行う省エネ改修は対象となりません。

<追加ページ（第8版）>

p 68 ★ 省エネ改修を行う場合について

4. 耐震改修利子補給制度追加

金融機関が行う、「【リバース 60】耐震改修利子補給制度」と本事業の併用を可とします。ただし、併用を行う場合の市の補助限度額は、一般世帯 57.5 万円、非課税世帯 97.5 万円です。

<追加ページ（第8版）>

p 75 ★ 【リバース 60】耐震改修利子補給制度を利用する場合について

★お知らせ★

第8版より、申請の手引きは、HP のみで公開することとし、市で製本は行いません。
適宜印刷して使用してください。